

第21回年金業務・社会保険庁監視等委員会議事録

1. 日時 平成21年11月24日（火） 14:00～14:55
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員
(総務省) 戸塚行政管理局長、田部事務室長 小森主任調査員ほか
(厚生労働省) 岡崎総括審議官
(社会保険庁) 渡邊社会保険庁長官 薄井総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長 福本運営部企画課長 井上運営部年金保険課長
4. 議事次第
 - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
 - (2) その他
5. 会議経過

【葛西委員長】 ただいまから第21回の年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

それでは、厚生労働省及び社会保険庁からのヒアリングを行います。本日は厚生労働省から岡崎総括審議官、社会保険庁から渡邊長官をはじめ、皆様のご出席をいただいております。それでは、説明のほどよろしく申し上げます。

【福本企画課長】 資料1から3を通してご説明をしたいと思います。まず、資料1、恒例の進捗状況について整理をしたものであります。個別事項であります。後ほど資料2で細かく申し上げますけれども、個別事項、「ねんきん特別便」の回答状況その他を書いております。8,003万人の方からの回答をいただいているという状況でございます。それから、更に回答をいただけるようにフォローアップ対策を進める。あるいは5,000万円の宙に浮いた記録という意味では、旧姓情報を活用した未統合記録というものの作業を進めております。③は再裁定の状況、④は標準報酬の遡及訂正の状況について書いてございます。

資料2に進めさせていただきたいと思っております。各論で進捗状況について整理をしているものでございます。まず、「ねんきん特別便」の状況であります。先ほど触れましたけれども、1億900万人に「ねんきん特別便」を送りましたが、その回答等の状況であります。回答は左のほう、75%、8,003万人からの回答ということになっております。その状況ですけれども、右のほう、記録の調査をしておりますものが5%。それから、訂正なし・

確認済というところが87%、訂正ありという申出がありまして、既に訂正、あるいは統合したもの8%、全体で確認作業完了95%。確認作業完了については前回もご指摘がございましたので、今回、左下のほうに、このことの意味の注釈を書いております。

これが1ページ全体でありまして、2ページはそれを受給者、加入者に分けてみたものということになります。上半分が受給者でありまして、受給者に関しましては、訂正・統合済が6%、訂正なし・確認済が91%。加入者に関しましては下のほうですけれども、訂正・統合済9%等々という数字になっております。これが「ねんきん特別便」の回答ないし調査の状況でございます。

それから、3ページであります。3ページはフォローアップ照会等の状況であります。これは名寄せの特別便を受給者にお送りしたものであることについてのお話であります。受給者に名寄せの特別便をお送りして、現時点においてなお訂正なしという方、まず訂正なしで回答いただいた方と、それから、まだ未回答の方、両方足しますと88万人が対象ということになります。この訂正なしと回答いただいた方及び未回答の方88万人に対して、この方に対しては、いわゆる名寄せの特別便でありますから、未統合記録、宙に浮いている記録でご本人のものではないかと思われる記録があるわけでありまして。その記録を個別にお話をし、記録の内容をお知らせして確認をいただく、再確認をいただくという作業をフォローアップということでしております。電話、あるいは訪問によって、その確認をいただくということでございますが、88万人の方のうち70万人の方について照会をし、確認をしている状況を書いております。

それから、先に進めまして4ページの再裁定の状況であります。これは前回もご報告いたしました再裁定、受給者で年金記録が見つかって額の改定、年金受給額の改定をいたします。それを右端の業務センターの仕事としていたすわけでありまして、この業務センターに書類が届いてから振り込みをいたすまでの期間、今年の8月に3か月ということになりました。従来、これが6か月掛かっておりましたけれども、人員を増強しまして、処理体制の人員を下のほうに書いておりますが、増強いたしまして500人体制でこの4月から取り組んでまいりました。この期間を3か月にするというので取り組んでまいりまして、本年8月に3か月になったという状況でございます。

5ページは、その月次の推移ということでございます。未処理の件数は現在で、一番右ですけれども、9月時点で未処理件数は22万8,000件ということになっております。今後これを処理していくということでございます。

それから、先に進めまして7ページでございますが、7ページは「ねんきん定期便」であります。この4月から加入者の方に誕生日月ごとに送付いたしております「ねんきん定期便」であります。10月までの状況では3,800万人の方にお送りいたしております。その状況、それから、回答をいただいております状況についてここで直近の数字を整理してお示しいたしております。

それから、8ページであります。8ページは「ねんきん特別便」、あるいは「定期便」の専用ダイヤルであります。問い合わせに対応するために年金ダイヤルを専用に向けておりますけれども、そこに掛かりましたコール数、それから、総呼数、それに応答ができました呼数を従来から示しているものでございます。最近の9月、10月の状況、右のほうに書いてありますけれども、いわゆる応答率、上のほうに折れ線グラフで書いてありますけれども、9割以上、大体全部応答ができていたというのが最近の状況でございます。

それから、9ページ、10ページは標準報酬の遡及訂正の事案であります。2万件の訪問調査をやっている状況を9ページに書いてあります。これは従来から変わっておりません。本年3月末までに訪問は主に終了いたしまして、その状況は9ページのような状況であります。

現在、進めておりますのは10ページでありますけれども、記録の回復、訂正の作業であります。一番上に書いておりますけれども、ご本人の記録が真実と違って遡及して訂正されているという場合に訂正するわけですけれども、給与明細、あるいは雇用保険の記録でまず確認をいたします。それでも、そういうものがない場合には事業主、あるいは社会保険事務所への調査によって確認をし、当時の真実の給与等確認ができますれば記録を訂正する。社会保険事務所において記録を訂正するという作業を進めておまして、現在までのところ580件、従業員であった方で記録が間違っているから記録を訂正してほしいという方、母数として1,500件ありますけれども、そのうち580件の記録の訂正を10月末の段階で済ませているという状況でございます。

あわせまして資料の3をご説明したいと思います。資料3は前回のこの委員会でご質問、あるいは資料の整理の要請のあった事項について整理をしたものでございます。まず、最初、1ページでありますけれども、年金記録確認でいろいろな関係者にご協力をいただいているわけではありますが、地域でこの年金記録確認、これは1億人の方々が記録を特別便で確認をしていくということであるわけですけれども、それに関係するいろいろな団体の方にご協力いただくということをしてまいりました。

1 ページでありますけれども、昨年、「ねんきん特別便」を出す段階で、まず一番上に書いておりますが、関係する団体を集めました会議というものを設けました。まず、本庁中央レベルでは、これは中央団体、あるいは全国団体ということになります。中央団体、全国団体を集めまして受給者に関する団体と、加入者にかかわる現役の方、そういう全国団体に集まってもらいまして協力をお願いするということと、それから、具体的には地域での展開ということになりますから各社会保険事務局、47ありますけれども、47の社会保険事務局でも地域ごとにそういう会議を設けまして協力要請を行うということをしてまいりました。

要請の内容としましては、真ん中に「○」2つ目に書いてありますけれども、まずはそれぞれの団体で広報誌、あるいは機関誌なりを発行されているところは、そこでPRをしていただくようなことをお願いいたしました。それから、個々人の方であります。そういう団体に関係する、そういう業界団体に来訪がある、利用者があるという場合には、その場所に資料の備えつけなりをして周知をいただくということ。それから、それぞれの団体に職員がおられ、あるいは業界団体である場合には、その会員企業・団体というものがあるわけですが、そこで周知をしてもらうというようなことをまず一般的に行いました。

それから、更に個別の1人1人という意味では、いろいろな団体がございます。その団体の性格に応じまして協力活動をお願いした、その実績があるものもございます。例えば障害者の団体であります。その障害者の団体を通じて社会保険事務所のほうに年金記録のこの特別便に関しての説明をしてほしいと。相談会というものを設けるというようなこと、あるいはそういう施設であります。その施設入所者に対して社会保険事務所から職員を派遣しまして相談に応ずるというようなことを実施してまいりました。1ページの下半分に書いてあるのは、そのような状況のことです。

それで、2ページ以降はそれを数値化しまして、どういう団体にどういう取り組みをしていただいたかを整理をしたものでございます。各省庁にも呼びかけをいたしました。まず、「1」のところは各省庁をお願いをしまして、これは中央省庁レベルで、そのホームページへの広報をはじめ、取り組んでいただいた実績であります。それから、「2」は厚生労働省の関係団体、約1,220の団体をお願いをしまして、個別にこれは2,860ですね。下の箱のいろいろな取り組みがありますが、2,860の取り組みをこういう形でしていただいたということになります。

それから、3ページは先ほどの各省庁本省のホームページ等でありまして、その各省庁で所管をしております団体において広報等していただいた数、4,880の団体で8,970の取り組みということをこういう形でやっていただいております。

これは中央レベルの取り組みであります、4ページからは地方団体の話であります。地方の事務局において協力を要請し、地方の団体という意味では730の団体においてトータルで1,900の取り組みをいただいております。これは地方ごとの福祉団体であります、そのほか39の都道府県、それから、1,300の市区町村でも広報等の取り組みをしていただいたという実績がございます。

それから、5ページは先ほど少し触れましたけれども、障害者の方への個別の説明でありますとか、そういう施設への職員の派遣等ということについての実績を数字でとれるところを示したものであるということでございます。

以上、5ページまでが「ねんきん特別便」、特に「ねんきん特別便」1億人の方にまずはこれを確認していただき、回答をいただくということでもありますので、こういうところに呼びかけて協力をいただいていたということでございます。

それから、6ページは別の話でありまして、これも前回、お話がありました。話は何かと申しますと、6ページの一番上、「1」の1行目に「受給者名寄せ便のフォローアップ」という表現が出てまいります。これは先ほど進捗状況のところでも触れました名寄せ便を受給者にお送りしたフォローアップということではありますが、この我々がやるフォローアップにおいて市町村に協力をいただくということを要請したということでございます。

1行目から2行目にかけて書いておりますけれども、受給者名寄せ便についてフォローアップをする。これは訂正なしという回答をいただいた方に対して、本当に間違いはないですかということを確認いただく。それから、未回答の方ですね。未回答の方に記録をお知らせして回答いただく、確認をいただくということですが、具体的にはここで書いておりますように電話においてご連絡を差し上げるか、あるいは郵送して確認をするわけでありまして、電話番号が判明をしないという場合がございます。NTTの電話番号案内等で調べるわけですが、電話番号が非開示になっていて教えてもらえないという場合が1つあります。この場合は電話で確認することはできなくなります。

その場合、住所が分かっておりますので郵送で記録をお送りして確認し、返送、返信していただくというようなこともするわけですが、その場合にも郵便は届いているわけですが、回答が来ないということがあられるわけです。こうなりますと、それ以上の調査

がなかなか、我々社会保険事務局においては困難になります。そこで具体的にはこれは名古屋市のほうから協力をしたいという申出がありまして、名古屋市のほうでこの秋に実施をしていただいた結果がありまして、名古屋市のほうでは、3行目に書いてありますけれども、市では国民健康保険、介護保険の被保険者として行政をやっているわけです。

その国民健康保険、介護保険のデータベース、被保険者のデータの中には電話番号があるということなわけです。これは保険料の徴収を国民健康保険、介護保険はいたしますので、督促をするというような場面が出てまいります。滞納の場合には督促をするというようなこともありますので、電話番号を届け出てもらっているということがあるわけで、これを見ますと、先ほど我々は分からない、電話番号をNTTの電話番号案内では非開示になっているものについて電話番号が分かるということが1つあります。それから、更に介護保険の情報では、介護保険の届け出の中で入院をしている、あるいは施設入所、特別養護老人ホームとかに入所しているという情報もあります。

我々が持たないそういう情報を市区町村では持っているところがあるということでありまして、それに我々の調査が進んでいない方々の調べをしていただきますと電話番号が分かる。あるいは連絡先という意味で病院や施設に入所しているということが分かるということがございますので、そういう市町村が独自に持つておられる電話番号や連絡先をまずはいただけないだろうか。それから、更に市町村のほうでお願いできるならば、その判明した電話番号なりに電話をしていただいて確認を、我々が従来、社会保険事務所なりでやっておりますそういう作業をやらしてもらえないだろうかということでもあります。名古屋市はこれに応じて実績がございまして、全国にその呼びかけをいたしました。それがこの「2」、「3」に書いてある話でございます。

電話番号を教えてもらう、あるいは更にその電話に市町村で掛けて記録の確認を市町村において、我々がやるべきものでありますけれども、市町村においてやらしてもらうということを依頼いたしました。この11月16日からであります。16日からスタートいたしまして、市町村にまず協力、協力ベースになりますので、全国の社会保険事務局から管轄市町村に11月16日から要請を開始いたしまして、先週木曜日までの状況であります、大体400あまり、1,800市町村がありますが、400あまりの市町村にまず足を運んでお願いすることにしていますので、400あまりの市町村に協力要請ができて、そのうち大体半分であります、先週1週間、具体的には4、5日ですけれども、200弱の市町村から協力をするという回答をいただいております。それ以外の400と200の

差は、まだ検討してみるということですが、今後、全国の市町村に更にお願いをしまして、できるだけ多くの市町村でご協力をいただきたいということ呼び掛けていきたいと思います。

それに際しては、一番下にございますけれども、一定の費用負担をこちらのほうでもすると。市町村で手間をかけていただきますので、費用負担をするということを前提に市町村に協力依頼をしていきたいと思っております。これが市町村の協力の状況でございます。

ご指摘をいただきました中の3つ目、最後の8ページであります、オンラインシステム上は、いわゆる記録がない。ご本人が見て記録が抜けているということになるわけですが、記録が抜けているのだけれども、オンライン上は記録がないのだけれども、社会保険事務所が持っております紙台帳とかで記録の確認ができたという事例が前からございます。その紙台帳というのが具体的にはどういうものだったのかというお尋ねがございました。国民年金の記録ということになります、調査内容のほうの1行目書いておりますけれども、具体的には自分の記録をご確認されて、自分は保険料を納めましたよ。未納、あるいは未加入となっているのだけれども、保険料、国民年金を納めましたという話になるわけです。

そのとき、1つは領収書、国民年金の保険料を過去納められておりますから、そのときの領収書があるという方がおられます。公的な領収書をご持参された場合には、それは立派な証拠書類ということになりますので、オンライン記録を見て抜けている場合には、もうその領収書を基に、証拠書類としてそれを基に記録を復活するというのをいたします。具体的に領収書等によって記録を訂正した件数が2万件ございまして、そのうち7,000人は領収書しかなかった。オンライン上はないんです。オンライン上には抜けているのですが、領収書だけで訂正をしたというのは7,000人ですが、残り1万4,000人はオンライン上にはなく、領収書をお持ちのほか社会保険庁が持っております紙の台帳、あるいは市区町村の紙の台帳を探していけば記録があったというものが1万4,000人についてありました。

具体的にどういうものかというものを今回調べるべきという話でございまして、直近の事例に当たってみました。この10月から11月にかけて170件ばかり、その調査件数をピックアップいたしまして、その170件を見ましたところ、社会保険事務所が持っております台帳には記録があつて、納付をしたというものがあつたのが65件、それから、国民年金でありますから、かつては市区町村で収納事務をやっております。現在は社会保

険事務所のみでやっておりますが、従来は市町村でお願いしておりました、その市町村で収納した名簿をつくるということをしております。その市町村が持っております名簿を見れば、そこには納付をしたという実績があったものが103件ということでありました。社会保険事務所の台帳で、マイクロフィルムの台帳でありましたのが65件、それから、市町村が保管をしておられる名簿等で見つかったのが103件というのが、具体的にどういふ紙台帳に記録があったかというものでございます。説明は以上でございます。

【葛西委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員のほうから自由にご質問をお願いしたいと思います。どうぞ。

【岩瀬委員】 再裁定の処理についてお聞きしたいのですけれども、この3か月程度に短縮されたという、この3か月というのは、これはどういうふうにして、全員だれでも3か月で全部処理しているんですか。というのは、1年以上掛かって全然再裁定が進んでいないという話も聞くわけでして、これは時効特例を外したものだけなのか、それを入れたらどうなるのか、ボリュームはどの程度あるのかというのを教えていただけませんか。

【池永社会保険業務センター総務部長】 まず、3か月というのが全部かどうかということについてですが、このお手元の資料の4ページ、あるいは5ページに書いています再裁定3か月というのは、全体として、基本的には平均として3か月程度ということでございます。それから、センターに受け付けてから、センターにおいて整理するまでということがこの3か月という意味です。ご指摘のように、その長いものもあるではないかという点ですが、確かに処理が難しいものについては、実は3か月ではなくて、少しまだ長く掛かっているものがございます。ここは今、全体の数は相当数になっているのですが、この部分の処理を早めるというのが課題と思っております、これを何とか早目に処理をしようということで今やっているところでございます。

それに加えて6ページの時効特例給付、5年以内は当初の再裁定でお支払いしますが、5年を超えてさかのぼっている部分については、時効特例給付になりますので、これは再裁定をお支払いした後にまた別の処理になりますから、ここはごらんいただいたように少しまだ未処理が、特に再裁定が進んでいるものですから、その分、時効特例に回るものが増えているということで、直近では処理が若干増えているようになりますが、ここもなるべく早く処理をしたいということでございます。期間としては、これは再裁定が終わってから、更に2か月から3か月というのが現状でございます。

【岩瀬委員】 すみません、ついでに、処理が難しいもののボリュームはどのぐらいあ

るんですか。今現在残っている件数というのは。

【池永社会保険業務センター総務部長】 この9月末の数字で未処理の件数が22万8,000と書いてございますが、つかみで申し上げて難しいのは約この半分ぐらいなんです。要するにだんだん難しい問題が高まってくるというのが現状ですから、逆に言えばこれの処理ができれば相当、ほぼ滞留がない状態になるだろうとは思っています。

【岩瀬委員】 分かりました。ありがとうございます。

【磯村委員】 資料3について2つばかり教えてください。まず、資料3の2ページ、周知・広報の展開の進捗状況の表がその次以降、幾つかありますが、いずれの表も一番右側に「協力団体等数」というのがあります。上の説明を読みますと、例えば2ページの場合は厚生労働省所管の労働組合等の1,220団体等において周知・広報に係る各取り組みを実施していただいたということですが、これは例えば実施団体数が1,226という意味なんです。そうすると、こういうことをお願いできる団体数全体というのは一体どれぐらいあるんですか。そのうちの幾つについて協力をしてくださった。要するに1,226団体が全体のうちの幾つか。これは当然お分かりだろうと思うのですが、ざっと見てどれぐらいですか。半分とか、3割とか、2割とか。

【福本企画課長】 すみません、今、手持ちのものではございません。

【磯村委員】 ああ、そうですか。じゃあ、次回で結構ですが、要はどれくらいお願いできるはずの団体があって、そのうち協力をお願いできたのが1,226団体だということをその次のページ以降も、ずっと全部同じなのですが、やっぱりこういう団体をお願いするのが一番手っ取り早いわけですよ。そのときにお願いをする相手と、それから、お願いの仕方。具体的に言いますと、せつかく社会保険庁のホームページに載っております「私の履歴整理表」というものを具体的にお使いになって、これでもってお1人、お1人、窓口へ来てくださいというようなお願いをしてくださっているのかどうか。それがないと、ただ単に年金記録の確認、大変ですからお願いしますと言っただけではあんまり役に立たないんですよ。そういうふう具体的に個別にお願いしてくださっているのかどうか。もし協力して下さる団体の数が少ないなら、何でなのか。一体どこの省庁が一番だめなのか。それもあわせて取りまとめて次回お願いします。

【福本企画課長】 はい。分かりました。

どこまで調べられるか分かりませんが、やってみたいと思います。

【磯村委員】 はい。もう機構の発足まで時間も残り少ないわけですから。

それからもう一つは、最後のページ、8ページでございますが、サンプル調査をしていただいております。わずか170件とはいえ、傾向がよく分かるように思います。そこで関連しての質問なのですが、下の「3. 調査結果」の②の社会保険事務所で判明した資料は全部が被保険者台帳のマイクロフィルム65件である。それから、③は、市町村は被保険者名簿、これは103件で、市町村で判明したものの実はほとんどが被保険者名簿なんですね。このマイクロフィルムと市町村の被保険者名簿はそれぞれ昔、この委員会が始まったころに聞いた説明では、かなりの部分はオンラインに入っています、入っていないのももちろんあります、市町村の記録は捨てたものもあります、という説明があったように記憶しているのですが、改めて、そもそもこの被保険者台帳マイクロフィルムというものと被保険者名簿というもののオンラインに入っているものというのは、比率はどれぐらいですか。

【福本企画課長】 結論から言うと、これは分からないということなんですね。

【磯村委員】 分からない？ 調べようがないんですか。

【福本企画課長】 いや、数が多いですからこういうことで、実際、分かっていくとすれば、先生がおっしゃる紙台帳8億5,000万件をオンラインと突き合わせをしていく。突き合わせをする大前提で、まず同じ氏名でマッチングして中身に入っていきますので、突き合わせをしていく過程で紙の中には、ある時、ある年、ある月の記録が、納付したというのが書いてありますけれども、オンラインのほうを突き合わせしていくと入っていないというのが見えてくるということだと思っただけですね。したがって、8億5,000万件、紙の記録がありますが、それを悉皆的にその中でオンラインに入っていないもの、そのほかにも間違いもあるかもしれませんが、それというのは今のところ我々も持っていないのであります。

【磯村委員】 8億5,000万件の突き合わせをするに際して、8億5,000万件にはいろいろな種類がありますが、その中の優先順位を仮にいろいろ考えていくといたしますと、この被保険者台帳なり、被保険者名簿というものが優先順位の高いほうに入れるべきなのか、低いほうに入れるべきなのかということを判断するに際して、ほとんどオンラインに入っていないということが分かったのなら、高い順位に置きかえなければいけませんね。ところが、ほとんどオンラインに入っている。たまたまここで65件、103件オンラインに入っていないのが見つかったというのなら低い順位でいいと思うのですが、何かこれ、見当つきませんか。でないと無差別に一律にやるというのは、いかにも効率が悪

い。委員長がいつもおっしゃっておられるコストパフォーマンスということを考えますと、やっぱりある程度の優先順位のめどをつけなければいけないと思うんです。

【福本企画課長】 実際、これ、高いか低いかという意味になります。これは8ページがどういうアプローチかといいますと、結局、窓口に現に来られて、領収書がざっとある。領収書が現にあったのですから訂正をするのですけれども、領収書にあったので、オンラインにありませんから訂正もする。訂正するのですけれども、ほかに紙にもあったかどうかをある意味で事後的に、訂正とは別に探したものというのがこれだけあり、それが1万4,000人全体であり、そのうち、これはある期間のやつだけを取り出して、その1万4,000人に該当するものをある期間のもの、170件取り出してみたらあった。

それから、これは存在する記録なんですね。結局、1万4,000人についての定義がそういうものですから。これの外録といいますか、これは領収書で訂正したもののほかに、全体で紙台帳というのがあって、その市町村の名簿の数というのがあって、それから、国民年金の社会保険で持っている台帳の数というのがあって、それが多分、先生が言われている母数のうち、そこには記録があるんだけど、オンラインに入っていないというものがどれぐらいなのかというのは、繰り返しになりますけれども、そういうデータを今まで持っていないんですね。したがって、紙台帳との突き合わせをするときに、こういう紙台帳が優先的になるべきものかどうかということについては、現時点では根拠といいますか、データがないというのが正直なところです。

これ自体は実際、調査というよりも実際に領収書を持って窓口に来られて、記録が領収書に書いてあるものですから訂正をする。訂正をしたのだけれども、ほかに紙台帳にもあったのではないかというものをその中から見に行ったものがこうだったということなんですね。全体というよりは、一部の局面の中でとらえた数字なものですから、そもそも8億5,000万件という紙台帳との突き合わせをするときの優先順位にそのまま使えるデータではないということではあるんです。

今ありますものは例の厚生年金の紙台帳との突き合わせという意味では、厚生年金のサンプル調査を2万件やったという話をこの場でもご報告をしたと思いますが、その中で不一致が1.4%ありましたという、あれは本当の厚生年金の5億件ぐらいの記録を無作為に抽出しまして2万件というものを見てみたということなのですが、この国民年金の関係で言いますと、全数を母数とし、サンプルを取ってみたものというのは、これそのものは少し違いますし、そういうものは今のところ持ち合わせていないというのが正直なところで

ございます。

【磯村委員】 分かりました。もう1点だけ。じゃあ、こういうふうなことは言えるでしょうか。「私の記録、どうしてもこれ、あるはずなのですが、調べてください。」と言われてオンラインを調べたらその記録はなかった。そういう人たちが恐らくまだ何十万人といるだろうと思うんですね。そういう人たちの記録をこの②のマイクロフィルム、③の被保険者名簿を当たれば、かなりの確度でその中から出てくる可能性が高いということは言えますか。

【福本企画課長】 これは統計的なものを持っていないものですから、どうかということとは分からないのですが、ただ、実際、先ほど来申し上げました実施状況、進捗状況でご報告をしました特別便の調査、何百万件あるということを上申しました。あれは特別便を見て郵送で回答してきたもの、そのほかに窓口に来られるものがありますけれども、実際、記録を調査すると、ご本人がこの期間の記録が抜けているとか、あるいはこの期間の記録が抜けているということであるとか、あるいは抜けではなくて、会社に勤め始めた日付が違う。1年前からその会社に勤めていたと思うのだけれども、今、オンラインで見た記録、あるいはそれは特別便に書いてある記録も一緒なのですが、昭和45年の4月からとなっているのだけれども、実際は1年前の44年から自分は勤めたと思う。こんなような話があります。

抜けている場合でも、誤りの場合でも、我々はオンライン上の記録を確認します。そもそもそれは名寄せをして該当するようなものは持っていたりする場合がありますが、いわゆる旧姓とかで抜けている場合とか、名前の読み方が違う場合にはご本人から聞いて、いや、自分の名前は実は当時はこういう読み方をしていたというような話でありますと、いわゆる浮いたままになっている可能性を、オンラインで見ます。そのほかにこういう紙台帳、それから、それは原本紙台帳の場合もありますが、マイクロフィルムになっているものを見に行くということを我々はします。事務所のレベルでそういうことをしております。

結果としてそこにあれば、ここで出てくるのと同じように、これはたまたま領収書を持って窓口に来た人ですけれども、領収書がない人のような場合は、そういう調べをしまして、あれば記録を訂正するということが今までできております。その中でオンライン上はない、あるいはオンライン上は昭和45年からの勤め始めということになっているのだけれども、紙台帳を見れば記録があったとか、あるいは44年から勤めていたことになっているというようなことがあれば直してきているということでもあります。

【磯村委員】 いや、直していただいているのはよく分かります。

【福本企画課長】 結論から言いますと、直した数というのは全体でとらえているんですけれども、集計したものがないものですから、紙台帳まで行ってあったものというのをとらえた割合かというのが分からないということなんです。実際やっけてはいます。現場ではやっけて、それが訂正、先ほど調査して訂正して見つかったというのが何であったのかという中で、オンライン上、浮いていて、旧姓であればありましたとかというのがある反面、紙まで見に行っていましたというものも確かにあると思いますが、その内訳をとれるような仕掛けになっていないものですから、数が何せ1億人出しまして、調査をこの方ずつとやっけている中で、どこで見つかったのかということをとれるように仕掛けがなっていないんです。機械とかです。見るとしたら、こんなことしか見られないのですけれども、今、結論を言いますと、持っているものとしてデータはありません。

【磯村委員】 ちなみに、もう一つ。今のこのマイクロフィルムの65件というのは、自分の社会保険事務所の中だけか、それとも、よその社会保険事務所も含めてですか。

【福本企画課長】 実際、調べる場合にどこの、例えばこれは国民年金ですから、国民年金ですと、どこそこに住んで、どこそこの市役所で加入していた、こういう話がある場合が多いですね。その場合は管轄の社会保険事務所に。

【磯村委員】 だから、よその分も含まれているということですね。

【福本企画課長】 はい。あります。

【磯村委員】 分かりました。それから、市町村も当然、その当該市町村に問い合わせた結果ということですね。

【福本企画課長】 そうです。はい。

【磯村委員】 分かりました。ありがとうございます。この65件なり、103件というものがオンラインには入っていない。じゃあ、マイクロフィルム、被保険者名簿というものの記録の幾つかをサンプルで出してみても、それがオンラインに入っているのか、入っていないのか、恐らく100件あれば大体の見当はつくと思うのですが、100件ぐらいのサンプルも大変なのかどうか。これは次回で結構です。以上です。

【住田委員】 今回、再裁定のときに職権訂正をされるシステムをとられたということ、恐らくこれは迅速処理には資するのだろうということで、それは必要な手続だろうと思うのですが、でも、逆に言うと、職権訂正というのは非常に難しい作業を内部的に決めるということですので、それなりのきちっとしたチェック体制が必要だろうと思います。その

稟議の内容とか、そういうものについても後から見えるような形で残しておいていただき、他からの批判に対してたえ得るような処理をしていただきたい。これが1つお願いです。えてしていいかげんな雑な処理をやることによって、また大事なお金が外に流れては困る、過誤があつては困るという、そういう趣旨からです。

遡及する場合に、教えていただきたいのですけれども、利息をつけているときはどのぐらいの金利でやっていらっしゃるのでしょうか。それから、件数は出ているのですけれども、実際にこれ、増額支払いしなければいけない場合にどのぐらいの規模で今新たにお金が出ていっているのか、金額ベースでもどこで分かればありがたいと思います。以上です。

【福本企画課長】 まず、住田先生がおっしゃいました再裁定のときの職権というお話でしたが、再裁定は職権というよりは、今、職権というのがこの資料の中で出てくるのは標準報酬の遡及訂正、10ページのところで「職権訂正」というのが出てまいりますが、再裁定のところは、具体的にはこういう手続であります。再裁定はちょっと勘違いなされたのかもしれませんが、再裁定自身は受給者で年金額が変わる人ですね。これは、まずは記録自身がご本人のものであるかどうかを確認するという作業がまずありまして、その自分の記録であるということの確認ができれば、この4ページで書いておりますけれども、まず社会保険事務所で記録の訂正というのをして、ご本人が書いた書類を持って社会保険事務所から業務センターのほうに書類が出てまいりまして、それに基づいて処理をするということであります。書類に基づく処理、それから、ご本人に確認をいただいた上での処理ということになっております。

遡及する場合ということに関して言いますと、この4ページのところ、5ページの再裁定であります。記録が見つかりますと、記録が見つかって年金額を改定いたしますと、こういう話になります。それで、実際、振り込みをする処理をして3か月、今でありますと3か月お待ちいただいて振り込みをする。その段階では、その月からの額がまず増えるほかに、今、遡及してというのは過去の分の話でしょうね。記録が見つかったのが80歳ということであれば、60歳から80歳、この方20年間、年金額が目減りした状態でいるという場合には、その分を過去の分を一時金として増額分を計算してお支払いするというのをいたします。その場合に、これは20年前にお支払いした年金額、場合によっては今60歳の場合は、その分利息がついているのかどうかということだとして、結論はついておりません。

利息は付せず、実際、当時の現在価値で、当時の年金額でもらうべき額ということ。20年前ですと今とちょっと違います。その後、スライドとかでありますので、その20年前なら20年前の額で名目で計算してお支払いするというものでありまして、この利息ということに関して言いますと、役所の公の書類でありますから、利息ということになりますと、いわゆる公法率、我々の行政法規の中にそういうものがあるかどうかということになるのですが、厚生年金保険法、公務員年金法にはそういう場合には利息を付して過去の分をお支払いするという規定がないものですから、当時の額でお支払いということになっております。

それで、あとは件数なりがどれぐらいかということではありますが、件数、あるいは金額ということですが、再裁定という形、あるいは年金記録が見つかったことによって再裁定で今までお支払いしてきた額の累計額というのは、これ実は出ないんです。我々が業務センターで金額をお支払いする中には、通常の新規裁定の分、それから、再裁定の分、再裁定の中にも記録の誤りによって年金額が変更になる分、記録の誤りではなくて年金額が変更になる分いろいろなものがありまして、これが全体の金額でしか分からないものですから、この再裁定によって、いわゆる記録が見つかったことによって、今まで総額で一時金の分を含めてどれだけの方にどれだけのお支払いしたか、特に金額のほうですけども、これはちょっと出ないということでございます。

【井上年金保険課長】 少し補足させていただきます。今、福本から申し上げたとおり、そういう利息という形で遅れて払った場合に付けるという形はないのでございますが、先の通常国会の議員立法で、いわゆる年金遅延加算金法案というのが通っておりまして、利息ということではないのですけれども、やはり正しい年金をお払いするまでに一定の時間を要したということを考慮して、一定の加算をするという制度が特例法としてできております。これはいわゆる、原則は、年金給付は5年の時効でございまして、過去5年分、支払った分で支払い足りなかった部分、ここをお払いするというのが原則なのですが、いわゆる年金時効特例法というのがあって、5年以上前のところもさかのぼってお払いするというのが今の特例法のもとでの姿です。

この5年以上さかのぼって、したがって、20年間、年金が低く抑えられた方については、直近の5年分のところは実際足りなかった額をお払いするのですが、5年以上前の15年のところ、そこについては足りなかった年金の総額と、利息ではないのですけれども、いわゆる遅延加算金という一定の加算を上乗せして支払うという議員立法がさきの通常国

会で通っております。この考え方はかなり簡略化した計算方法ですが、基本的には過去と比べて物価が上昇していて貨幣価値が変わっていますので、その物価上昇分を考慮した一定の加算金を上乘せしてお払いする、こういう制度です。これについては、実施時期は政令で定めることになって、まだ正式に決まっていないのですが、一応、4月ごろをめどに今実施に向けて準備をしているところでございます。以上です。

【葛西委員長】 前回、説明をいただいたのだけれども、日本年金機構発足に向けてのスムーズな移行というのは、大体ほとんど準備は終わっていると考えていいんですか。

【薄井総務部長】 私からお答えします。基本的には国民の皆さんに年金をお支払いするところの大きな仕掛け自体は、発行、お支払いする名義人が社会保険庁長官から厚生労働大臣になるとか、そういうのはありますけれども、そういう事務的な処理は整理をしております、ただ、やっぱり2万人近い、非常勤も入れると新しい組織ですから、円滑に立ち上げるためには、最後、まだまだ整理をしていかなければいけない事柄がたくさんあると思っています。あと1か月ちょっとということでございますけれども、紀陸理事長予定者の下でよく整理をして1月を迎えたいと思っております。

【葛西委員長】 移行するときというのは、なかなか事務の引き継ぎがうまくいかなかったりすると、そこでまた新しい何か処理ミスみたいなのが起こったりする可能性はありますよね。我々の国鉄民営化のときもそうだったのですけれども、事故を起こすとか、心配だったんですけれども、そういうことは大体この2年間あまり、いろいろやってこられた中で、芽はもう摘み終わったと考えてよろしいですかね。

【薄井総務部長】 この種の話ですから、全くそういう問題がないとは言い切れませんが、特に国民の皆様、我々から言うお客様の受給者であるとか、あるいは事業主の方であるとか、こういう方にご迷惑をかけるような形での問題が起きないようにいろいろ詰めてきたつもりです。もちろんいろいろな課題があれば、そこは臨機応変に対応していかなければいけないと思います。ただ、一方で、新しい組織なので、例えば労働関係法規も今度は全面適用になるとか、そういう内部の問題としてはきちっと軌道に乗るまで、いろいろとやっぱり山はあるのだらうと思いますけれども、これは理事長の下で、みんなで力を合わせて何とかそれを乗り切っていきたいと考えております。

【葛西委員長】 年金記録の問題って、過去債務みたいな話ですよ。これを整理してきたのが今までの2年あまりの過程だったと思うのですが、整理の過程でまた新しい過去債務が発生するというような形にはならなかったと見ていいんでしょうね。

【薄井総務部長】 記録問題の外縁というのは結構いろいろありまして、今も大臣の下、年金記録回復委員会等でご議論いただきながら、どういうアプローチが効果的でいくのかということをやっていますので、そういう意味ではまだ問題が解決しているわけではないし、機構発足までに記録問題に片を付けるということには正直……。

【葛西委員長】 なりませんよね。

【薄井総務部長】 残念ながら解決には至っておりませんが、これまで積み重ねてきたものを踏まえて、機構になりましても機構において、それから、厚生労働省にも機構を監督する組織が置かれますので、そこが二人三脚となって、この問題に取り組んでいて、できるだけ早く目鼻をつけていくということで努力したいと思っています。

【葛西委員長】 過去の方はそうですよね。新しいものが発生しなければ、過去の方は一応固定されるわけなのでいいのですけれども、規律、あるいはその業務のやり方の不慣れ、さまざまな問題があると、また新しい、まあ、言ってみれば記録の誤りが起こったりする可能性があるわけで、それはしないような体制を築いてこられたというふうに考えてよろしいんでしょうね。

【渡邊長官】 そのように努力してまいりました。過去の記録問題のみならず、新しい機構に移るために事務局はそれこそ山のようなアイテムを立てて、それを今の組織の中で、あるいは外部のさまざまなご協力をいただいて、おおむね全項目にわたって、もう少し、あと1か月なりでできるというところまでは整理してきていますので、もちろん新しく切り替わったときにいろいろな細かいマニュアルについてもいろいろやり取りしないと固まらないところはあるとは思いますが、大きな混乱は起こさないで、まずはスタートできると確信を持ちながら、しかし、なお石橋をたたいて渡るようにあと1か月努力したいと思っています。

【葛西委員長】 そうですね。よろしくお願いします。

それでは、本日の会議は、これで終了ということで、どうもご苦勞さまでございました。次回は12月18日に開催いたします。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました

以上